

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

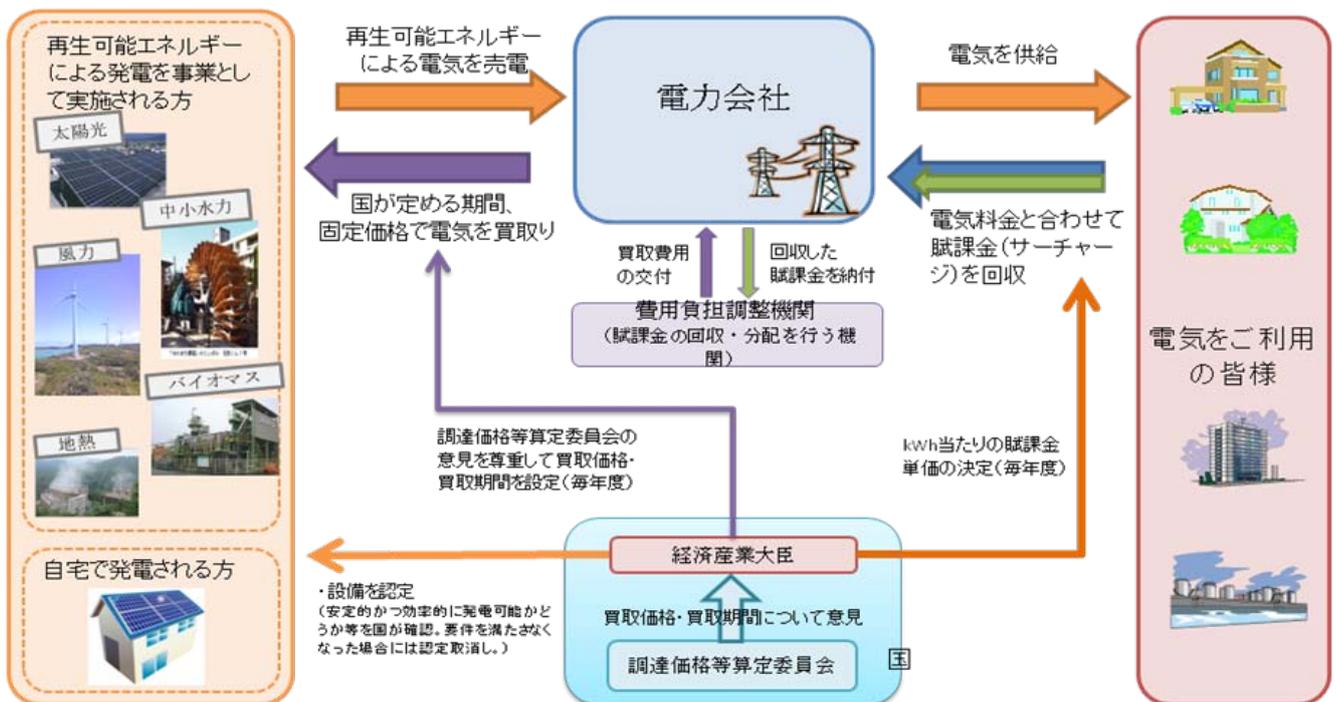
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室

昨年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた価格・期間で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度が、7月1日から施行されました。

以下、制度を紹介しますが、紙面の関係で概要のみの紹介となりますので、詳細については、以下のサイトをご覧ください。

(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（概要）



(1) 買取対象

実用化された再生可能エネルギーである太陽光発電、風力発電、中小水力発電（3万kW未満に限る。）、地熱発電、バイオマス発電を買取対象としています。

(2) 固定価格買取の範囲

10kW未満の小規模な太陽光発電については、余剰電力の買取りとしますが、メガソーラーなどの事業用太陽光発電をはじめとしたその他の発電設備については、発電設備で消費される電力を除いた全量の買取りが基本となります。

(3) 買取価格及び買取期間

再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模に応じて、関係大臣（農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣）に協議した上で、調達価格等算定委員会（委員は国会の同意を得た上で任命）の意見に基づき経済産業大臣が告示をします。

(4) 費用回収及び負担転嫁

本制度により、電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン化が進展することや、買取費用の回収に係る制度を安定的に実施していく観点から、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電力を使用する方々に、電気の使用量に応じて「賦課金」としてご負担いただくこととしております。

また、再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電気事業者が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金という形で、各電気事業者に交付する仕組みとしています。

(5) 賦課金の負担水準

本年度（平成24年7月から平成25年3月末まで）の再生可能エネルギー賦課金単価は、0.22円/kWhです。

なお、本年度については、太陽光発電の余剰電力買取制度に基づく太陽光発電促進付加金（全国平均0.7円/kWh）をあわせてご負担いただくことになるので、標準家庭（電気の使用量300kWh/月、電気料金約7000円/月）の負担水準は、全国平均で87円/月になります。

(6) 東日本大震災の被災者に係る賦課金の免除措置

以下の要件を満たす東日本大震災の被災者等については、賦課金及び太陽光発電促進付加金が平成24年8月分から平成25年4月分まで免除されます。

なお、免除額は、標準家庭で800円程度（87円×9か月）です。

- ① 東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことについて市町村長等から証明を受けた施設又は設備に係る電気の契約者（電力会社に対する申出が必要）
- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に関して設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域又は特定避難勧奨地点（既に解除されているものを含む。以下「警戒区域等」という。）に所在している施設又は設備に係る電気の契約者（電力会社に対する申出不要）
- ③ 警戒区域等が設定された日に警戒区域等に所在していた施設又は設備に係る電気の契約者又は次に掲げる者（電力会社に対する申出が必要）
 - (i) 警戒区域等の設定日に契約者（個人）と同居していた3親等内の親族
 - (ii) 契約者（個人）と同居している3親等内の親族
 - (iii) 契約者（個人）の相続人
 - (iv) 契約者（法人）の合併後の法人又は警戒区域等に所在する施設又は設備に係る事業の分割承継法人